

日進市学校教育支援学生サポーター配置事業実施要綱

平成17年 3月 1日
教委要綱第 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、不登校傾向又は軽度発達障害等で集団での授業に参加できない児童生徒及びその他学習支援を必要としている児童生徒に対し、将来教職に就きたいと考えている大学生の協力を得て、学校教育支援学生サポーター配置事業を実施するにあたり必要な事項を定め、児童生徒の学校生活をより豊かにすると共に学力の向上を目指すことを目的とする。

(職務)

第2条 学校教育支援学生サポーター（以下「学生サポーター」という。）の職務は、学校の各教科の授業において、教師の指導の下に学習等の支援を行う。

(資格)

第3条 学生サポーターは、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 将来教職を目指しており、子どもの教育に大きな関心を持っていると認められる者
- (2) 在学する大学から推薦された者

(委嘱)

第4条 学生サポーターは、日進市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 学生サポーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動時間)

第6条 学生サポーターの各学校における活動時間については、各自の時間に合わせて調整する。

(謝礼等)

第7条 学生サポーターの謝礼は、1日当たり1,000円とする。

(解任)

第8条 教育委員会は、学生サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その委嘱を解くことができる。

- (1) 自己の都合で解任を申し出た場合
- (2) 職務の遂行に支障がある場合又はこれに耐えられない場合
- (3) 学生サポーターとしてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他教育委員会において設置の必要がなくなった場合

(秘密保持)

第9条 学生サポーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その

職を退いた後もまた、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、学校教育支援学生サポーター配置事業に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。